

福祉生活病院常任委員会資料

(平成27年3月10日)

【件名】

- 1 社会福祉法人「やす」の改善状況について
(行政監察・法人指導課、福祉保健課) ··· 1

総務部・福祉保健部

社会福祉法人「やす」の改善状況について

行政監察・法人指導課

平成27年3月10日

社会福祉法人やすについては、社会福祉法第56条第2項に基づき、平成25年9月4日に業務改善措置命令を発出し、改善指導を行っていたところであるが、継続的な指導を行っていた事項等について、このたび別添のとおり法人から改善報告書が提出されたので報告する。

1 改善状況

事 項	改善命令事項	改善の状況	県の評価
1 理事長及びその親族の関連会社甲との高額な土地賃貸借契約の締結	①著しく高額な賃借料の金額を見直すなど適正かつ妥当な契約内容に改めること。 ②法的な措置も含めて損害を回収する方策を検討すること。	・不動産鑑定結果を受けて賃借料を月額20万円から30%減額して月額14万円とした。 (H25.11.1~) ・さらに、 <u>福祉施設として活用の見込みのない建物を除外した土地のみの鑑定評価に基づき、賃借料を減額して月額12万円とした。</u> (H27.1.1~)	○改善済
2 理事長及びその親族の関連会社丙への不適正な食材加工代金の支出	実態のない加工料の支払いなど法人に損害が発生しているため、法的な措置も含めて損害を回収する方策を検討すること。	・法的措置として民事調停を申し立て、加工料支払額全額(21,702千円)のうち過払金相当額の返還を求めたところ、過払金額は5,069千円と確定し、平成27年3月31日までに相手方が法人に対して支払うことで調停が成立した。	○改善済
3 施設整備補助金の補助対象外軽費への充当	各関係機関と協議を行い、適切な対応を図ること。	・補助金全額(26,250千円)を返還した。 (H26.2.25)	○改善済
4 経理区分間の貸付金の未清算	経理区分間貸付金の早期清算を図ること。	・繰入れを行いながら、会計ルールに基づいて計画的に清算していく。	○概ね改善
5 支出根拠が不明で不透明な現金支出等	不適正な現金支出及び使途の不明なタクシーチケットの利用については、その回収を図ること。	・工事請負業者等への不適正な現金支出を回収した。 ・理事長利用の使途不明なタクシーチケットの代金を回収した。	○改善済
6 総括	不適切な法人運営に至った責任の所在を明確にすること。	・理事長は責任をとり8か月間(H25.8月~H26.3月)、報酬を30%減額。 ・副理事長、常務理事は辞任。 ・理事長の出処准退については、後継者のめどがつけば、理事長改選時期(H27.11月)において退任することを検討している。	○概ね改善

※3、4、5については、本常任委員会において既に報告済み。また、1、2については、平成26年12月17日の本常任委員会において方向性について報告済み。

2 県の対応

改善命令事項については、概ね改善されたと判断できるため、業務改善措置命令に基づく指導としてはひとまず了とし、今後は引き続き通常の監査指導等により適正な運営を確保していきたい。

<参考1> 業務改善措置命令以後の主な指導経過

年月日	主な事項	備考
平成25年 9月4日	①業務改善命令（報告期限：平成25年11月5日） ②常任委員会報告（第1回） 改善命令の概要 ③記者発表	
11月5日	法人から改善報告書が提出される。	
11月7日	常任委員会報告（第2回） 改善報告書の概要	
11月20日	改善報告書の内容が不十分として再提出を要請 (報告期限：平成25年12月4日)	
11月27日	常任委員会報告（第3回） 補助金に係る県の対応方針を説明	
12月4日	県の要請を受けて法人から再報告書が提出される。	
12月13日	常任委員会報告（第4回） 改善状況と補助金に係る県の対応方針	
平成26年 2月25日	補助金(26,250千円)の返還（法人→町→県）	
3月18日	常任委員会報告（第5回） 改善状況と補助金事務の改善点等	
4月21日	常任委員会報告（第6回） 改善状況と補助金事務の改善点等	
6月12日	常任委員会報告（第7回） 補助金事務の改善点等	
12月17日	常任委員会報告（第8回） 改善状況	
平成27年 3月2日	法人から改善報告書が提出される。	

<参考2> 平成25年9月4日の常任委員会報告の際「不適正なおそれのある支出額」とされた5,500万円についての改善状況

不適正なおそれのある支出額の内容		改善措置状況		
事案	支出額	要対応額		
【借地料】 21万円(税込)×29月(H23.3～H25.7) =6,090千円 ⇒ 弁明の機会付与通知(H25.8.9)時 点までの支払済借地料総額	千円 6,090	千円 0	○賃借料を減額(△43%) 当初月20万円 ⇒月14万円(H25.11～) ⇒月12万円(H27.1～)	↓ 将来に向けて改善がなされた。
【食材加工料】 ⇒ 加工の実態が不明な平成18年度 から平成24年12月までの加工料 支払総額	千円 21,702	千円 5,069	○民事調停において、加工、仕分け等の作業実 態が確認できる部分を除いた過払金相当額を確 定(5,069千円) 回収予定額 = 5,069千円 ※3月末までに回収予定	
【施設整備費補助金】 ⇒ 補助対象外経費に充当された小 規模多機能の介護基盤緊急整備事 業補助金総額	千円 26,250	千円 26,250	○町(県)に全額返還 返還済額 = 26,250千円	
【不透明な現金支出】 ⇒ 工事請負業者等への工事完成記 念と称する現金支出総額	千円 690	千円 500	○支出根拠のない工事請負業者等への支出 (500千円)は回収が必要 回収済額 = 500千円	
【使途不明のタクシーチケット利用】 ⇒ 利用目的や利用者が不明な平成 19年度から平成24年度までのタク シーチケット利用に係る料金総額	千円 337	千円 281	○利用目的が判明しなかったタクシー利用料 (281千円)は回収が必要 回収済額 = 281千円	
計	千円 55,069	千円 32,100		

※要対応額については、平成27年3月31日までに全て対応予定である。



平成27年 3月 2日

鳥取県知事

平井伸治様

社会福祉法人 やす

理事長 山根英明



報 告 書

改善措置命令における、土地賃借料、食材加工料、役員の責任の

所在の対応について別紙のとおり報告いたします。

平成27年3月2日

報 告 書

改善措置命令における、土地賃借料、食材加工料、役員の責任の所在の対応等について、法人の改善の取組と対応等を下記のとおり、報告致します。

記

1. 土地賃借料について

平成25年10月、本件賃貸契約の該当物件の鑑定書が甲社より提出され、本件賃借料適正鑑定額は、月額28万円である旨(当初賃料は40万円)の報告を受けた。法人は、鑑定評価に従って、土地建物全体の契約を28万円とし、併せて、地上建物開始までの間の支払賃料20万円についても、14万円に改訂することの交渉を甲社へ申し出て、平成25年11月1日より合意となり改訂しました。

その後、御庁福祉保健課との協議の中で、鑑定評価には建物の経費である減価償却等が含まれており、全体契約の評価額から単に2分の1にすることはいかがなものかと指導を受けました。

法人は指導を真摯に受けとめ、鑑定評価の土地と建物を区別して、地上建物開始までの間は、土地の評価部分のみの賃借料月額12万円へ改訂することを甲社へ申し出て、平成27年1月より覚書を取り交わし賃借料月額12万円に改訂し改善をしました。

2. 食材加工料について

当法人は、本件の実態を解明するため、指導に従い関係書類の提出、御庁職員と同行調査等を重ね出来る限りの検証を実施いたしました。その結果、加工、仕分け、事務の実態があつたことと、過払分があつたことが明らかになりました。

当法人は、その調査検証して判明した事実関係を、中立な機関である裁判所へ、平成26年12月26日、申立人当法人、相手方乙社及び法人元専務として民事調停の申し立てを行った。平成27年1月22日鳥取簡易裁判所において民事調停。相手方乙社及び法人元専務が連帯して、当法人が支払済の約2,170万円のうち、過払金額であった「5,069,357円」を平成27年3月31日限りとして、支払うことで調停が成立しました。

過払い金相当額の判定を、中立な司法の場において行い改善を図りました。

3. 理事長及び役職員の責任について

① 法人の対応について

理事長においては、法人運営の最高責任者として、改善措置命令に至った事態を重く受け止め、各種不適切事案の指摘を受けたことの監督責任をとり、報酬月額の30%減俸を平成25年8月から平成26年3月の8か月間、懲戒処分を実施。

常務理事兼会計責任者については、不適切な現金支出等があつたことの責任をとり、会計責任者は平成25年8月18日付にて更迭、理事職については平成25年11月7日を以て退任。

② 理事長の出処進退について

本件改善措置命令手続きの終了後の理事長の出処進退については、後継者の目処がつけば、理事長改選時期において退任することを検討している。

以上